

報道関係各位

件 名 「優良木材「西川材」の利用促進に関する協定」を締結しました

1 概要

埼玉県飯能市は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、標記の協定を令和6年4月1日に締結しました。

この協定は、飯能商工会議所と西川地区木材業組合が埼玉県及び飯能市と連携・協力し、建築物等への西川材利用促進や普及活動等を行うものです。

つきましては、関係者による協定締結セレモニーを行います。

2 日時及び場所

- (1) 開催日時 令和6年4月22日（月） 13時30分
- (2) 場所 飯能商工会議所会館 大会議室

3 協定の主な内容

(1) 名称

優良木材「西川材」の利用促進に関する協定

(2) 協定締結者

- | | | |
|------------|-------|-------|
| ・飯能商工会議所 | 会 頭 | 吉田 行男 |
| ・西川地区木材業組合 | 会 長 | 本橋 勝 |
| ・埼玉県 | 埼玉県知事 | 大野 元裕 |
| ・飯能市 | 飯能市長 | 新井 重治 |

4 飯能商工会議所の取組

- (1) 西川材を多用して建てられた会議所会館をPRすることで西川材の良さや木材利用の意義を発信するとともに、会館内で西川材を積極的に利用する。
- (2) 西川材の需要情報や木造建築に関し、会議所会員及び西川地区木材業組合と情報交換する。
- (3) 会議所会員の木材利用に関する取組について情報発信する。

5 西川地区木材業組合の取組

- (1) 建築物等の整備にあたり、需要に応じた供給体制を整え、求められる品質や量の西川材の供給に努める。
- (2) 飯能商工会議所及び会議所会員による取組に対して、技術的支援を行う。

6 埼玉県及び飯能市の取組

- (1) 木材利用に関する情報提供、助言及び専門家の派遣を行う。
- (2) 活用可能な補助事業を通じて、西川材の利用促進及び安定供給を図る。
- (3) 本協定に基づく取組の広報、定期的な情報交換を行う。

担当者	飯能市森林づくり課	川村
連絡先	042-978-5061	